

建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領

（目的）

第1条 この要領は、県発注工事の受注者等に対し、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促すために必要な事項を定め、もって建設技能者の処遇改善並びに中長期的な建設技能者の確保及び育成に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要領において使用する用語の定義は、次に定めるとおりとする。

（1）CCUS活用工事

県発注工事のうち、CCUSを活用するものをいう。

（2）技能者

元請建設業者又は下請建設業者の従業員で、建設技能者として就労する者をいう。

（3）施工体制登録技能者

CCUSに登録された技能者のうち、当該CCUS活用工事の施工体制登録が完了した事業者が作業員名簿登録（施工体制技能者登録）を行った技能者をいう。

（4）施工体制登録技能者率

計測日に就業履歴情報の登録（カードタッチ）を行った施工体制登録技能者の数／計測日に工事現場へ入場した技能者の数

（5）計測日

施工体制登録技能者率を計測する日をいう。

（6）平均施工体制登録技能者率

全ての計測日における施工体制登録技能者率の平均値をいう。

（7）カードリーダー

就業履歴情報の登録をするために現場に設置する端末をいう。

（8）現場利用料

CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴情報の登録回数（カードタッチ）ごとに発生する料金であり、元請建設業者として現場を登録する事業者が支払う費用をいう。

（対象工事）

第3条 CCUS活用工事は、県が発注する原則全ての工事を対象とする。

(対象期間)

第4条 CCUS活用工事の現場においてCCUSを利用すべき期間（以下「対象期間」という。）は、現場着手日（準備工を除く。以下同じ。）から現場完了日（後片付けを除く。以下同じ。）までのうち、休日等を除いたものとする。

(実施方法)

第5条 CCUS活用工事の発注方式は、契約の締結後、受注者の希望によりCCUSを活用する受注者希望型とする。

- 2 発注者は、CCUS活用工事の発注に当たっては、特記仕様書にCCUSの活用に関する事項を記載する。
- 3 受注者は、契約の締結後、現場着手前にCCUSの活用の希望の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。
- 4 受注者は、CCUSを活用する場合、現場着手日までに発注者との協議の上で計測日を2日以上決定し、工事打合簿に記載して発注者に提出する。

なお、計測日は、現場着手日から現場完了日までの間の概ね中間を初回とし、以降概ね3か月に1回の頻度で設定することを基本とする。ただし、初回の計測から3か月未満で現場作業が完了する場合は、現場完了日前に計測日を1回設けることとする。

降雨等により当初予定していた計測日に急遽現場閉所する場合は、原則として次の現場作業日を計測日とする。現場条件の変更等により当初予定していた計測日に現場作業を行わないなど計測日とすることが不適當な場合は、事前に受発注者間の協議の上、計測日を変更できるものとする。

- 5 受注者は、別表1「建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事施工体制登録技能者率確認表」（以下「確認表」という。）に計測日の実績を記入する。
- 6 受注者は、この要領によるほか、「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」（一般財団法人建設業振興基金）等を参照し、適正に実施するものとする。

(達成状況の確認)

第6条 受注者は、工事が完成したときは、次の表に掲げる書類を発注者へ提出し、CCUS活用工事の達成状況について確認を受けるものとする。

確認項目	確認書類
①平均施工体制登録技能者率	確認表
②就業履歴情報登録環境の維持 (全工事期間のカードタッチ状況)	就業履歴一覧（月別カレンダー）
③計測日の全作業員数	計測日の危険予知（KY）活動表の写し等

(工事成績評定)

第7条 発注者は、前条の規定による確認を行い、次の表に掲げる基準を全て達成した場合は、工事成績評定の創意工夫の項目で評価するものとする。なお、基準を達成できなかった場合においても減点を行わないものとする。

確認項目	基準
①平均施工体制登録技能者率	60%以上であること。
②就業履歴情報登録環境の維持	当該現場へカードリーダー等を設置し、就業履歴情報の蓄積環境を全工事期間（現場着手日から現場完了日まで）維持したこと。

2 前項の基準を達成できなかった場合でも、CCUSに当該現場の登録を行い、技能者1名以上の就業履歴を対象期間の日数（休日を除く。）の50%以上蓄積すれば、前項の基準を達成した場合の2分の1を評価することとする。

なお、この場合は、前条の確認書類に加え、別表2「建設キャリアアップシステム活用工事対象期間日数及び実績表」により、確認を受けるものとする。

(履行証明書)

第8条 発注者は、受注者が前条第1項の基準を達成した場合、受注者に対し、CCUS活用工事履行証明書を発行することとする。

(CCUSに係る費用)

第9条 CCUS活用工事に係る費用（登録費用、機器設置費用、現場利用料等）は、受注者が負担するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知又は随意契約のための見積徴取を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知又は随意契約のための見積徴取を行う工事から適用する。

建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事
施工体制登録技能者率 確認表

工事番号： 工事名：

1回目			結果
	計測日当日の作業員数のうち <u>カードタッチをした施工体制登録技能者の数</u> <small>(月別カレンダーにより確認)</small>	名	平均施工体制 登録技能者率
	計測日当日の <u>作業員数</u> <small>(KY活動表等により確認)</small>	名	
	※作業員とは、型枠工・鉄筋工などの技能者を指します。 測量や現場理のための補助員・交通誘導員は含まれません。		
2回目			
	計測日当日の作業員数のうち <u>カードタッチをした施工体制登録技能者の数</u>	名	
	計測日当日の <u>作業員数</u>	名	
3回目			
	計測日当日の作業員数のうち <u>カードタッチをした施工体制登録技能者の数</u>	名	
	計測日当日の <u>作業員数</u>	名	
4回目			
	計測日当日の作業員数のうち <u>カードタッチをした施工体制登録技能者の数</u>	名	
	計測日当日の <u>作業員数</u>	名	

※計測日が足りない場合は適宜追加してください。

建設キャリアアップシステム活用工事対象期間日数及び実績表

別表2

工事名:

期間: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

凡例 ●: 対象期間日数
○: CCUSを活用した日

月	6																															月計	累計						
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計	CCUS 活用 日数	CCUS 活用 日数					
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日					
行事																																							
対象期間																																					0	#DIV/0!	0
CCUS活用																																					0	0	0

月	7																															月計	累計							
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計	CCUS 活用 日数	CCUS 活用 日数						
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日								
行事																																								
対象期間																																						0	#DIV/0!	0
CCUS活用																																						0	0	0

月	8																															月計	累計								
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計	CCUS 活用 日数	CCUS 活用 日数							
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日					
行事																																									
対象期間																																							0	#DIV/0!	0
CCUS活用																																							0	0	0

月	9																															月計	累計								
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計	CCUS 活用 日数	CCUS 活用 日数							
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日								
行事																																									
対象期間																																							0	#DIV/0!	0
CCUS活用																																							0	0	0

月	10																															月計	累計									
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計	CCUS 活用 日数	CCUS 活用 日数								
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日				
行事																																										
対象期間																																								0	#DIV/0!	0
CCUS活用																																							0	0	0	

月	11																															月計	累計								
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計	CCUS 活用 日数	CCUS 活用 日数							
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日						
行事																																									
対象期間																																							0	#DIV/0!	0
CCUS活用																																							0	0	0

月	12																															月計	累計										
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計	CCUS 活用 日数	CCUS 活用 日数									
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			
行事																																											
対象期間																																								0	#DIV/0!	0	
CCUS活用																																								0	0	0	

月	1																															月計	累計									
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計	CCUS 活用 日数	CCUS 活用 日数								
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日					
行事																																										
対象期間																																								0	#DIV/0!	0
CCUS活用																																							0	0	0	

※現場着手日とは工事現場において作業(準備工事を除く。)に着手した日をいう。
 ※現場完成日とは当該現場における作業(後片付けを除く。)が完了した日をいう。

令和〇年〇〇月〇〇日

株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

岡山県〇〇県民局建設部長 印

CCUS 活用工事履行証明書

岡山県発注の下記工事について、岡山県建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領に基づく CCUS 活用工事の履行を証明する。

工 事 名：〇-〇-〇 〇〇〇〇工事

契 約 日：令和〇年〇月〇日

工 期：令和〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日
(最 終)

受 注 者：株式会社〇〇〇〇

CCUS活用実績：①計測日における施工体制登録技能者率の平均値が60%以上
②当該現場へカードリーダー等を設置し、就業履歴情報の蓄積環境を全工事期間（現場着手日から現場完了日まで）維持